

「知って得する？」社労士の独り言 第44回

復活した小学校休業等対応助成金

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

本年3月31日で終了した小学校休業等対応助成金が、9月30日に令和3年8月1日から令和3年12月31日までの期間限定で復活しました。申請期限、助成内容、対象となる有給休暇の範囲及び申請の提出先を除けば、令和2年6月12日版新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金のご案内（支給申請の手引き）と変わっていません。

ただし、令和3年4月1日から新設された両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）、以下「19-Ⅲコロナ感染症対応特例助成金」と言う。）との対応で、令和3年8月1日から9月30日までの期間は、小学校休業等対応助成金と19-Ⅲコロナ感染症対策特例助成金のいずれかを選択して申請し、受給することとなります。

小学校休業等対応助成金と19-Ⅲコロナ感染症対応特例助成金との違いは次のとおりです。

小学校休業等対応助成金	両立支援等助成金（育児休業等支援コース） 新型コロナウイルス感染症対策特例
* 特別有給休暇制度の就業規則等への規定化不要 * 両立支援制度（テレワーク等）の社内周知不要 * 対象労働者の日額換算賃金額（※上限あり）×有給休暇の日数 ※上限 13,500 円又は 15,000 円 * 1 事業主あたりの支給上限人数なし	* 特別有給休暇制度の就業規則等への規定化必要 * 両立支援制度（テレワーク等）の社内周知必要 * 労働者 1 人あたり 5 万円 * 1 事業主につき 10 人まで（上限 50 万円）

それでは、復活した小学校休業等対応助成金の概要をお示しします。支給申請様式の取得等、詳しくは末尾記載のURLから厚生労働省のホームページをご参照ください。

新型コロナウイルス感染症による『小学校休業等対応助成金』の概要

【支給要件】 細かな支給要件があります。必ず「支給申請の手引き」等をご確認ください。

- 雇用する労働者の申出により、令和3年8月1日から同年12月31日までの間に、以下のいずれかに該当する有給休暇を取得させたこと。
 - 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇
 - 新型コロナウイルス感染症に感染した又は風邪症状など感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇
- ①の有給休暇は、労働基準法第39条に定める年次有給休暇とは別のものであること。
 - ※就業規則等が未整備でも要件に該当する休暇を付与すれば対象となります。
 - ※年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合でも対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えた場合は労働者本人の同意が必要です。
- ①の有給休暇は、年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われるものであること。
- 上記①の労働者が、申請日時点において1日以上勤務していること。

【助成内容】 対象労働者の日額換算賃金額（上限 13,500 円又は 15,000 円）× 有給休暇の日数

【申請期限】 ①令和3年8月1日～同年10月31日の休暇：令和3年12月27日（月）必着 ②令和3年11月1日～同年12月31日の休暇：令和4年2月28日（月）必着

【必要書類】 小学校休業等対応助成金のご案内の4頁の（3）必要書類をご参照ください。

- * 雇用保険被保険者用と雇用保険被保険者以外用の2種類の申請様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。

【提出先】 管轄する都道府県労働局（神奈川労働局）雇用環境・均等室に郵送

参考文献： 厚生労働省のホームページ

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

小学校休業等対応助成金（リーフレット）R3.9.30 版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836693.pdf>

支給申請の手引き R3.9.30 版（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金のご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000839471.pdf>

両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000823917.pdf>